

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
R7 年 6月27日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県光市大字光井字武田4720番地	
氏 名 武田薬品工業株式会社光工場	
工場長 藤原 英喜	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0833-71-5550	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	武田薬品工業株式会社光工場
事業場の所在地	山口県光市大字光井字武田4720番地
計画期間	令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医薬品原薬製剤製造業
②事業の規模	279,326(百万円)
③従業員数	1,467人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添付-1-1～4 および 別添付-2 参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
廃棄物管理組織 (別添付-3) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (R6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	-
	排 出 量	6,957 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社可燃物焼却炉より発生する「燃えがら」及び「ばいじん」をセメント原料化、及び熔融後の路盤材として利用。 ・ 廃油について、助燃剤として利用出来る範囲にカロリー調整を検討した。 ・ 高発熱量を持つ廃油を有価物として売却。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	-
	排 出 量	6,689 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現在まで実施してきた対策については、維持管理を徹底する。 ・ 新製品 (未定) に係る特別管理産業廃棄物について抑制の検討。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃油 (自燃性廃油、塩素系廃油、等) については、再利用が可能な形に分別している。 ・ 石綿については、飛散性と非飛散性に確実に分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 新製品 (未定) に係る特別管理産業廃棄物について分別の検討。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（R6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（R6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（R6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（R6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	全処理委託量	6,957 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	6,957 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	864 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6,093 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ゼロエミッション活動の維持管理に向けた取組みを実施中であり、委託先の選定において、再資源化と適正処理を最優先に選択した。 ➤ 直接埋立処分量をゼロ ➤ 再資源化率を90%以上 また、既に委託契約を締結している委託先にあつては、処理残渣等の再資源化へ向けて理解頂くべく働き掛けを行った。 ・処理の適正化に向けて、委託先の現地確認（原則1回/3年）を実施し、処理状況等を確認している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	—
	全処理委託量	6,887 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	6,887 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	855 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	6,032 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・現在まで実施してきた対策については、維持管理を徹底する。 ・新製品（未定）に係る特別管理産業廃棄物について委託先の検討。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（R6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	6,957 t	
	(今後実施する予定の取組等) すべて電子マニフェストの運用に切り替え済みのため予定なし。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図1 医薬品類製造工程フローシート (No.1)

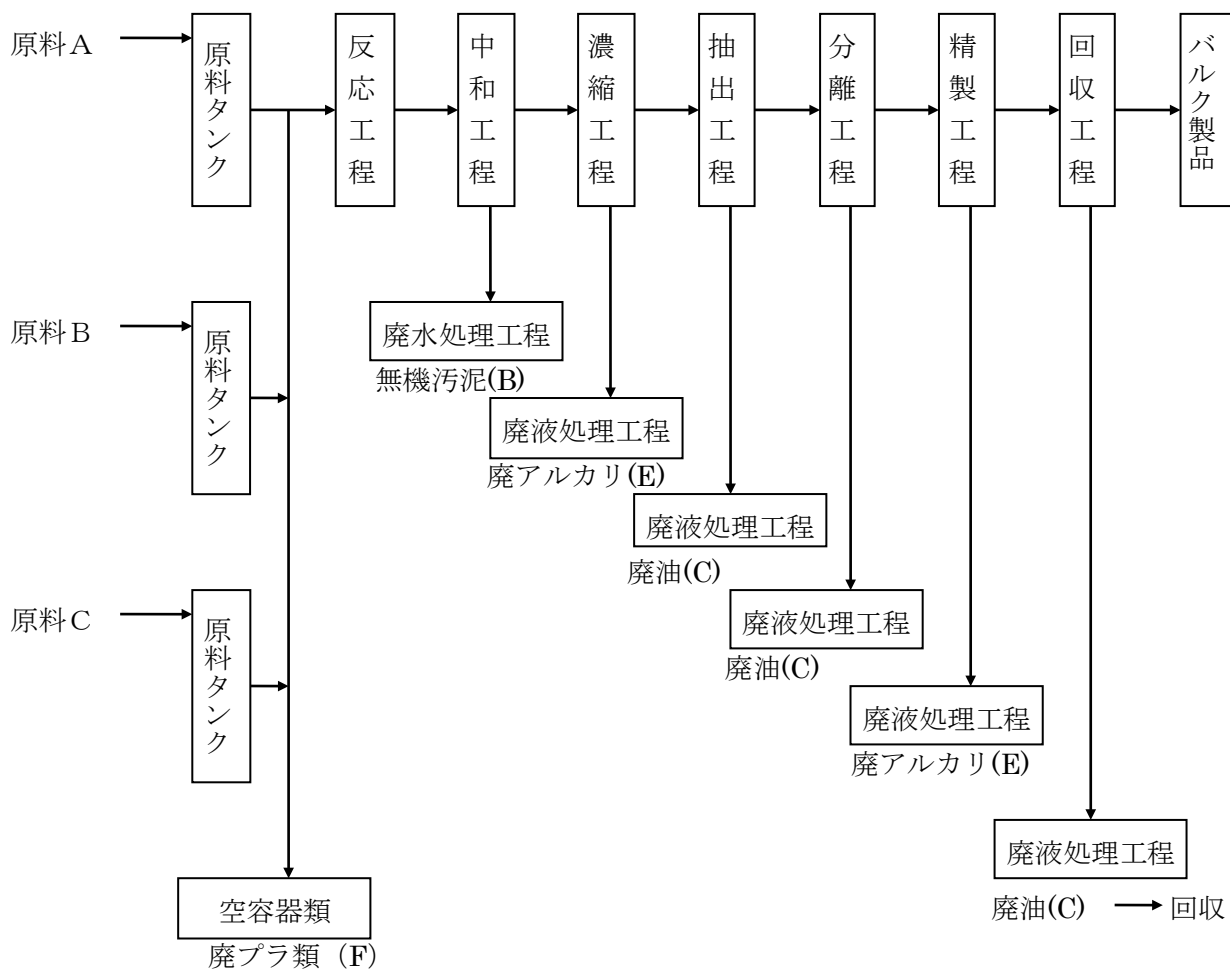


図2 生物学的製剤・試験工程フローシート (No.2)

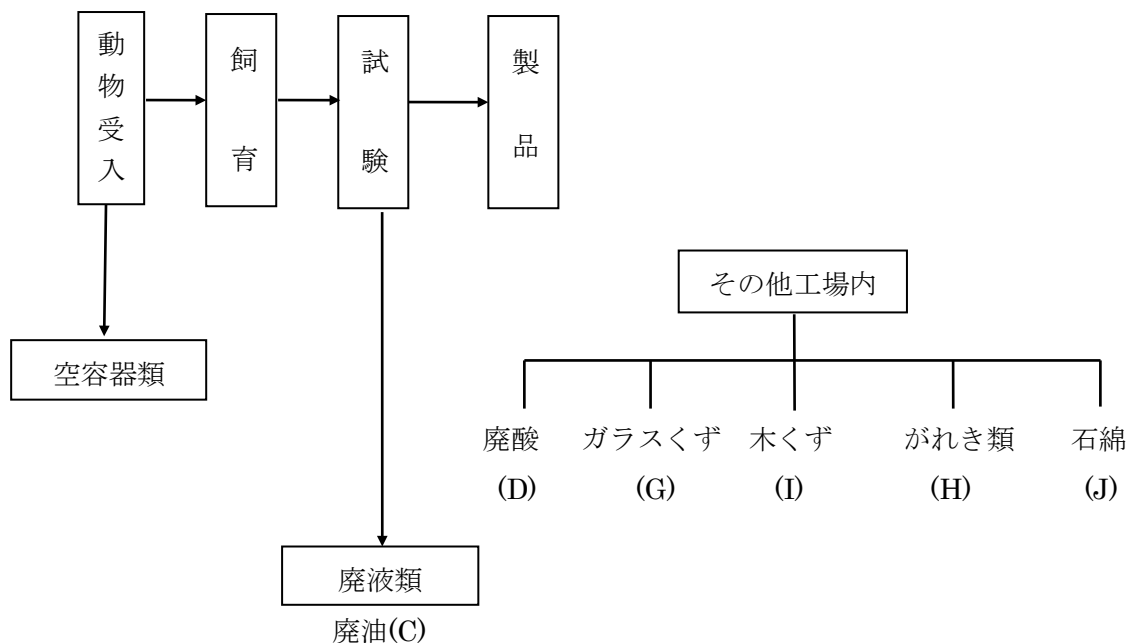


図3 製剤製造工程フローシート (No.3)

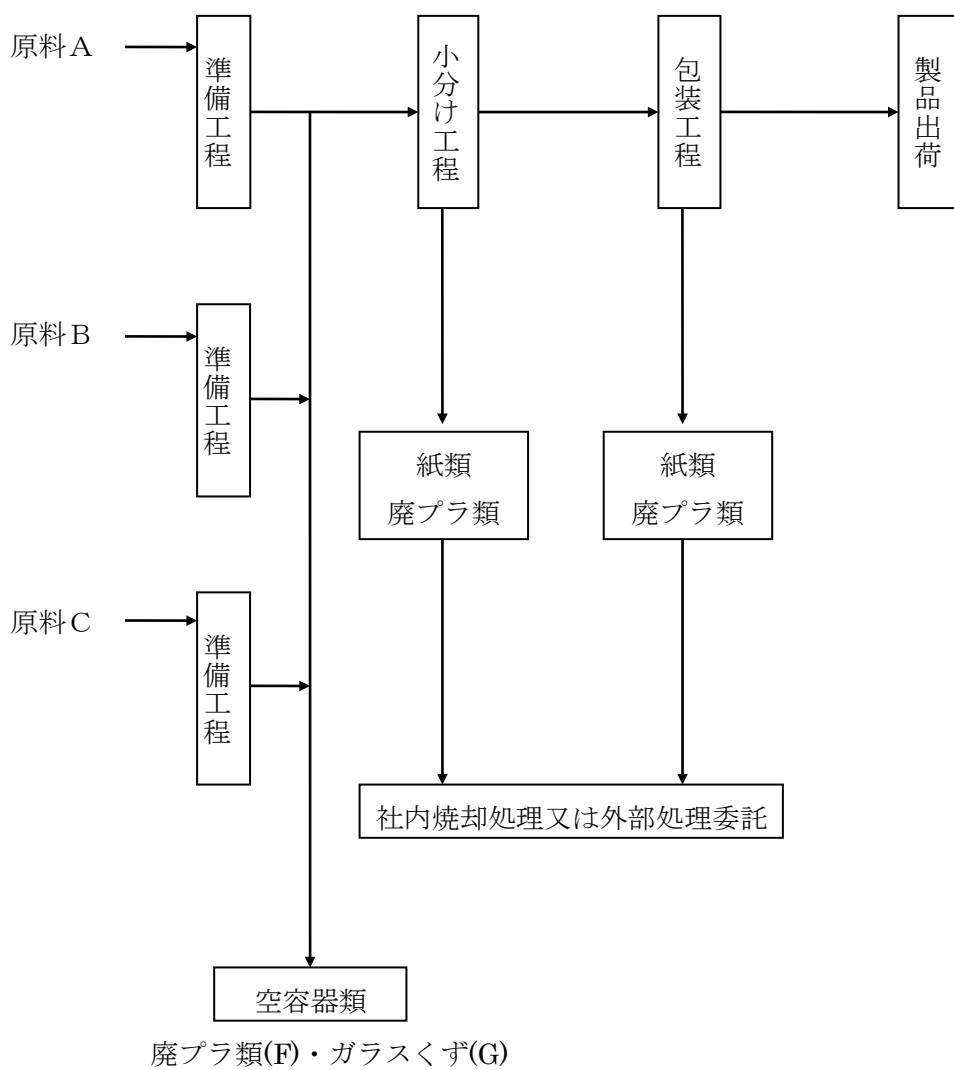


図4 廃棄物処理工程フローシート (No.4-1)

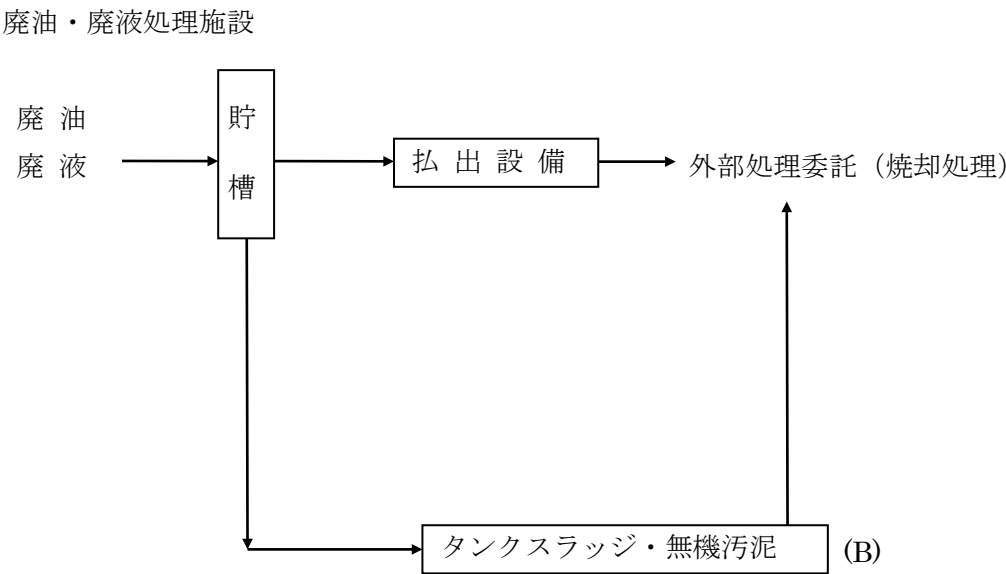
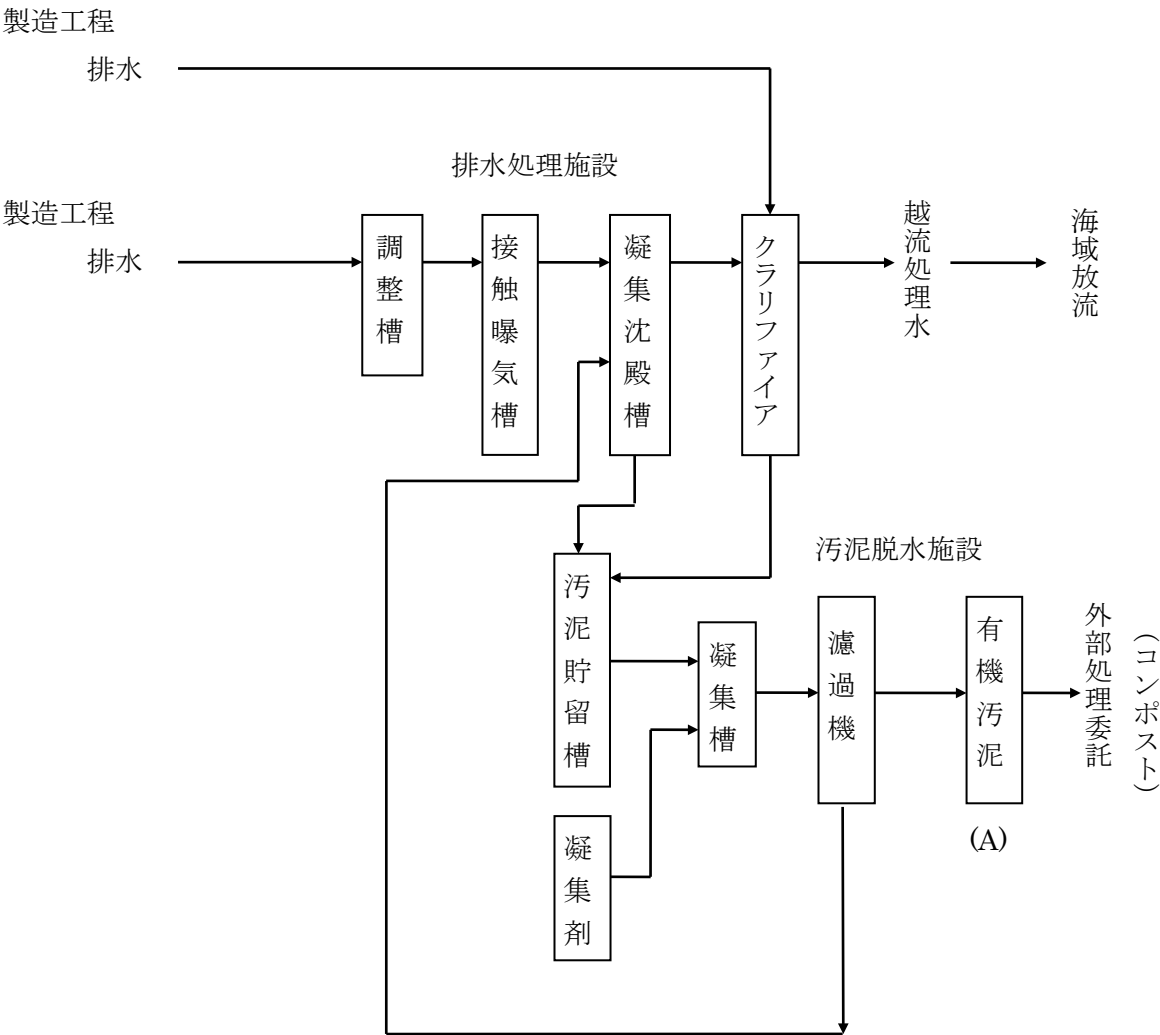
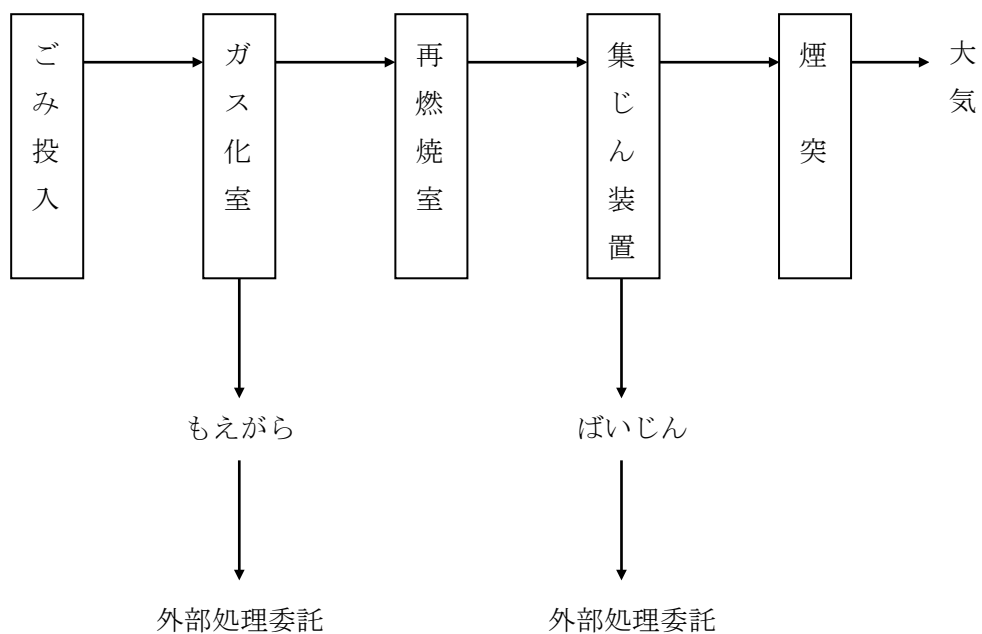


図5 廃棄物処理工程フローシート (No.4-2)

可燃物焼却炉



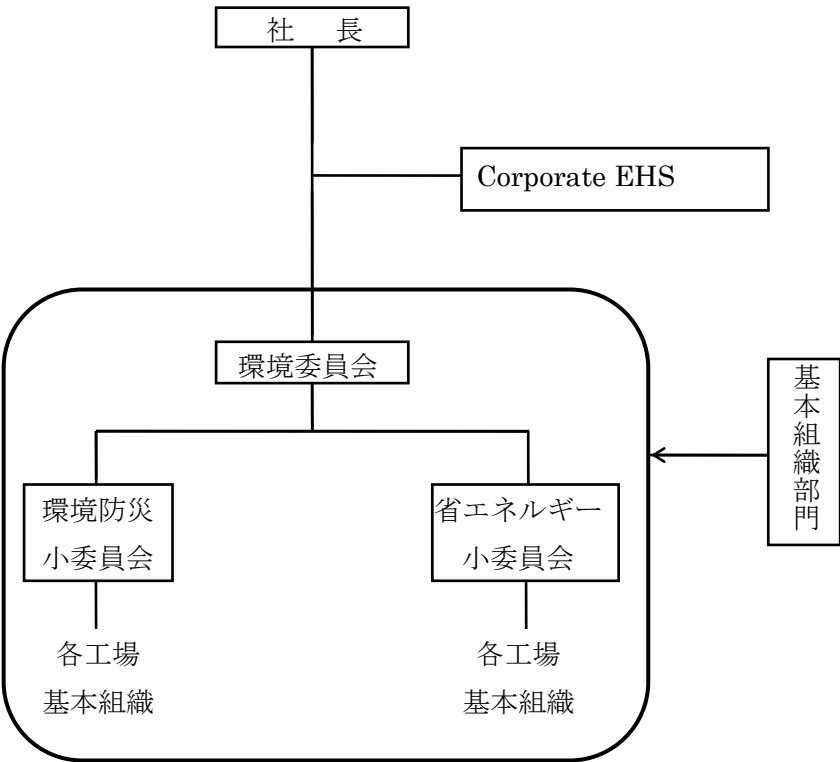
廃棄物処理フロー図

→ 廃棄物処理の流れ
 ■ 委託処理部分の範囲

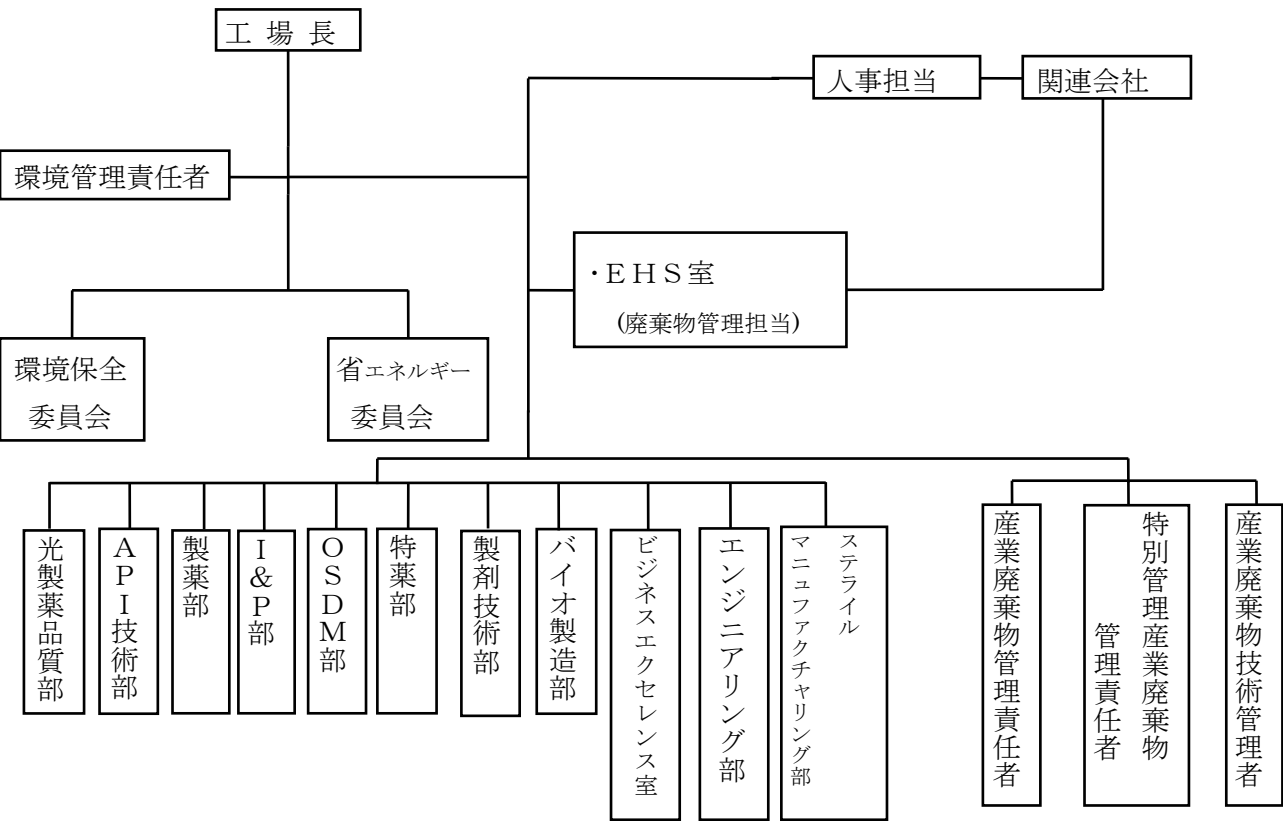


廃棄物管理組織

本社（環境管理組織）



光工場（環境管理組織）



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	武田薬品工業(株) 光工場	所在地(市町名)	光市	事業の種類	医薬品製造業
-------------	---------------	----------	----	-------	--------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	5,759	5,702	0	0	0	0	0	0	0	0	5,759	5,702	5,759	5,702	0	0	864	855	4,895	4,846
	廃酸	120	119	0	0	0	0	0	0	0	0	120	119	120	119	0	0	0	0	120	119
	廃アルカリ	968	959	0	0	0	0	0	0	0	0	968	959	968	959	0	0	0	0	968	959
	感染性産業廃棄物	22	21	0	0	0	0	0	0	0	0	22	21	22	21	0	0	0	0	22	21
	PCB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害産業廃棄物	88	87	0	0	0	0	0	0	0	0	88	87	88	87	0	0	0	0	88	87
	計 (B)	6,957	6,887	0	0	0	0	0	0	0	0	6,957	6,887	6,957	6,887	0	0	864	855	6,093	6,032